

本宮市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市において増加している事業用太陽光発電施設の設置及び管理を適切に指導し、施設設置により懸念される自然環境及び生活環境の保全と、ゼロカーボン社会に資する再生可能エネルギーの適切な普及と管理の健全な導入を図り、もって市民の理解と安全・安心な暮らしの確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、蓄電施設及びその附属施設で構成され、太陽光エネルギーを電気に変換するものをいう。
- (2) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (3) 管理者 太陽光発電施設を管理する者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電施設の設置の用に供する土地の区域をいう(本市内にその土地の一部が存する場合を含む。)
- (5) 周辺地域の住民等 太陽光発電施設により影響を受ける可能性のある近隣の土地又は家屋の所有者若しくは居住者及び当該土地が帰属する行政区等の代表者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、事業区域の一の太陽光発電施設(同一設置者が複数の太陽光発電施設を近接して設置するなど、実質的に一団の土地への設置と認められる場合を含む。)のパワーコンディショナーの定格出力の合計が10kW以上のものについて適用する。ただし、事業所、事務所、工場等に併設又は屋根置きで設置する場合は適用除外とする。

(法令等に基づく手続)

第4条 設置者は、太陽光発電施設を設置するにあたって、他の法令等の規定に該当する場合は、施設の規模に関わらず、当該法令等の定めに従い、法令等を所管する関係機関等と事前に相談し、必要な手続きを行わなければならない。

2 前項に定める必要な手続き事項の整理は、市民部生活環境課が窓口となり、第8条の規定による事前届出の内容に基づく庁内調整を踏まえた確認を行うものとする。

(設置者の責務)

第5条 設置者は、太陽光発電施設を設置するにあたって、関係法令等及びこの要綱を遵守し、良好な自然、景観及び生活環境の保全を図るとともに、事業区域とその周辺地域における災害発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 設置者は、資源エネルギー庁が定めた「事業計画策定ガイドライン」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(以下、「説明会等ガイドライン」という。)」を遵守するものとし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)の適用を受けない太陽光発電施設においてもこれに準拠して適用するものとする。

3 設置者は、災害時の応急措置及び廃止後の撤去・処分に要する費用について資源エネルギー庁が定めた「廃棄等費用積立ガイドライン」に基づき計画的に積立てを行わなければならない。また、火災保険や地震保険等に参加し、必要な資金の確保に努めるものとする。

(設置者の遵守事項)

第6条 設置者は太陽光発電事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとし、第8条に規定する事前届出において、市長に必要な対応策の確認を受けなければならない。

- (1) 周辺地域の住民等との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策、設置施設からの騒音や振動対策等に必要な措置を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かすとともに、周辺地域の環境や景観との調和に配慮するた

め、周囲に緩衝地帯や植栽を設置するなど、別表 1「本宮市太陽光発電景観デザインガイドライン(以下、「景観ガイドライン」という。))」に示す対応を図ること。

- (4) 事業区域内の環境整備を適正に行い、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺地域の環境に十分配慮すること。
- (5) 事業区域内に設置者及び管理者の名称及び連絡先を記した看板を設置し、太陽光発電事業に起因して発生した苦情等に対して、迅速かつ誠実に対応すること。
- (6) 太陽光発電施設を廃止した場合は、設置者の責任により、速やかに第 12 条に定める措置を行うこと。

(説明会の開催)

第 7 条 設置者は、太陽光発電事業に着手する 60 日前までに周辺地域の住民等に対して、説明会等ガイドラインに基づき、事業の内容等について、説明会を実施しなければならない。

2 説明会において周辺地域の住民から意見等があった場合は、その意見等を尊重し、周辺地域の住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、太陽光発電事業が環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)に基づく環境アセスメント対象事業である場合は、次に掲げるすべての時期までに説明会を開催しなければならない。

(1) 配慮書作成日前までの時期(配慮書の作成を要しない場合を除く。)

(2) 環境大臣または経済産業大臣の意見後、太陽光発電事業に着手する 60 日前までの時期

(3) 環境影響評価書公告後、太陽光発電事業に着手する日までの時期

4 説明会の対象となる周辺地域の住民等の範囲、説明会の開催案内、説明項目、議事等については、説明会等ガイドラインにおいて定める内容に準拠して行うものとする。なお、説明会は、周辺地域の住民が参加しやすい日時及び場所で開催すること。

5 設置者は、説明会の 30 日前までに周辺地域の住民等の範囲について、周辺地域の住民等の範囲に関する事前相談書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して市に事前相談を行い、助言、指導等を仰ぐものとする。

(1) 説明会における配布予定資料

(2) 説明会の周知対象とする周辺地域の住民の範囲が分かる地図等

(3) その他市長が必要と認める書類

(事前届出)

第 8 条 設置者は、説明会の実施後、太陽光発電事業に着手する日の 60 日前までに、太陽光発電事業に係る事前届出書兼確認書(様式第 2 号。以下「事前届出書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、確認を受けなければならない。

(1) 太陽光発電施設事業計画概要書(任意様式)

(2) 法人の登記事項証明書(設置者が法人の場合)、会社案内等

(3) 事業区域の位置図

(4) 現況図(縮尺 1/2500 以上のもの)及び現況写真

(5) 太陽光発電設備の配置図(事業区域の土地利用計画図を含む)

(6) 太陽光発電設備の設計図(平面図、立面図)

(7) 地籍図(事業区域の面積、地番、所有者等が分かるもの)

(8) 太陽光発電事業説明会等結果報告書(配布資料、説明内容、周辺地域の住民等からの意見等の内容、意見等への対応策が分かるもの)

(9) 環境対策、景観対策に関する計画書(任意様式)

(10) 太陽光発電設備の廃棄費用等の積立に関する計画書

(11) その他市長が必要と認める資料

2 設置者は、太陽光発電事業の内容を変更、中止、又は廃止するときは、太陽光発電事業変更(中止・廃止)届出書(様式第 3 号。以下、「変更等届出書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 変更後の計画の概要(前項の事前届出書に添付した資料のうち変更に係るもの)
- (2) 譲渡契約書等の写し(設置者変更の場合)
- (3) 登記事項証明書(社名変更の場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 設置者は、前項の変更が次のいずれかに該当するときは、変更内容についての説明会を速やかに実施し、説明会の結果を市長に報告するものとする。

- (1) 事業譲渡、合併、会社分割等を原因として、設置者である法人が変更となった場合
- (2) 資本関係等において設置者と密接な関係を有する者が変更となった場合
- (3) 太陽光発電事業の実施場所が変更となった場合
- (4) 太陽光発電設備の出力を増加させる場合
- (5) その他市長が説明会を実施すべきと認めた場合

4 事前届出書及び変更等届出書は、正本1部を紙媒体で提出するとともに、電子データでも提出するものとする。

(工事着手届等の提出)

第9条 設置者は、工事の着手及び完了した場合において、太陽光発電設備設置工事着手(完了)届(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 設置工事完了後の写真(施設全体、主要設備、フェンス、植栽、標識等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(運用開始届等)

第10条 設置者は、太陽光発電施設の運用を開始するときは、太陽光発電施設運用開始届(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 太陽光発電施設の保守点検に係る契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(災害時の措置に関する事項)

第11条 設置者は、落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等の自然災害又は火災等により太陽光発電施設が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは、直ちに必要な措置を行うこととする。

(廃止後の措置に関する事項)

第12条 設置者は、発電事業が終了した際は、太陽光発電施設を速やかに廃止し、撤去により発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及びその他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。また、事業区域であった土地について、修景、整地、及びその他の景観上または防災上必要な措置を行うこととする。

2 設置者は、前項により、撤去及び処理が完了した場合、太陽光発電施設撤去及び処分完了届(様式第6号)に産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写しを貼付し、市長に提出しなければならない。

(地位の継承の届出)

第13条 太陽光発電事業について、相続その他一般承継があった場合は、その地位を承継した者は、太陽光発電事業地位承継届(様式第7号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 設置者の地位を承継した者の住民票の写し(設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (3) 太陽光発電施設の保守点検に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(報告の徴収)

第14条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対して、太陽光発電施設の状況その他必要な事項に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第 15 条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業区域とその周辺地域の安全又は生活環境の保全のために必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対して太陽光発電事業の実施状況について必要な報告を求め、若しくは事業区域内の立入調査、その他関係帳簿、書類等の検査、又は関係人の聞き取り調査を求めることができる。

(指導又は助言)

第 16 条 市長は、この要綱の施行に支障があると判断したときは、設置者及び管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。

(1) この要綱の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) この要綱の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第 5 条の規定による責務又は第 6 条の規定による遵守事項を履行しない者

(4) 第 15 条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(5) 正当な理由なく前条の指導に従わない者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに勧告の内容を公表することができる。

3 前項の公表は、市の公式ウェブサイト等に掲載して行うものとする。

(窓口)

第 18 条 この要綱による相談、申出、届出等についての窓口主管課は、市民部生活環境課とする。

(補足)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

(本宮市太陽光発電施設の維持管理及び撤去処分に関する告示の廃止)

2 本宮市太陽光発電施設の維持管理及び撤去処分に関する要綱(令和 2 年本宮市告示第 2 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に設置者が太陽光発電施設の運用を開始している場合、本告示を準用し、市長が必要と認める書類又は届出の提出を設置者に求めることができるものとする。

別表1 本宮市太陽光発電景観デザインガイドライン

本ガイドラインは、資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)及び環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドラインを踏まえ、事業計画作成の初期段階から地域住民に十分配慮した事業が進められるよう、本市の地域特色に応じた景観保全が図られるよう、太陽光発電施設の位置、意匠・形態、付属設備等、緑化等について設置者及び管理者に求める具体的な対応策を示すものである。

1. 位置

対応策事項

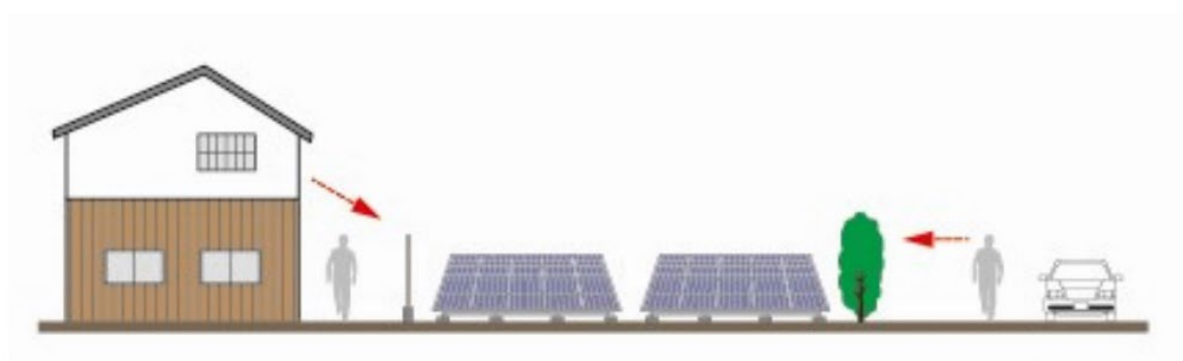
- ・隣接する道路や土地などから太陽光発電施設が容易に見えないよう、植栽やフェンスを施すなどの対策を講じる。
- ・道路境界部・敷地境界部からできる限り後退して配慮するなどの工夫により、民家等への圧迫感や、太陽光の反射などによる周辺環境への影響を軽減するよう努める。

(対応策のねらい)

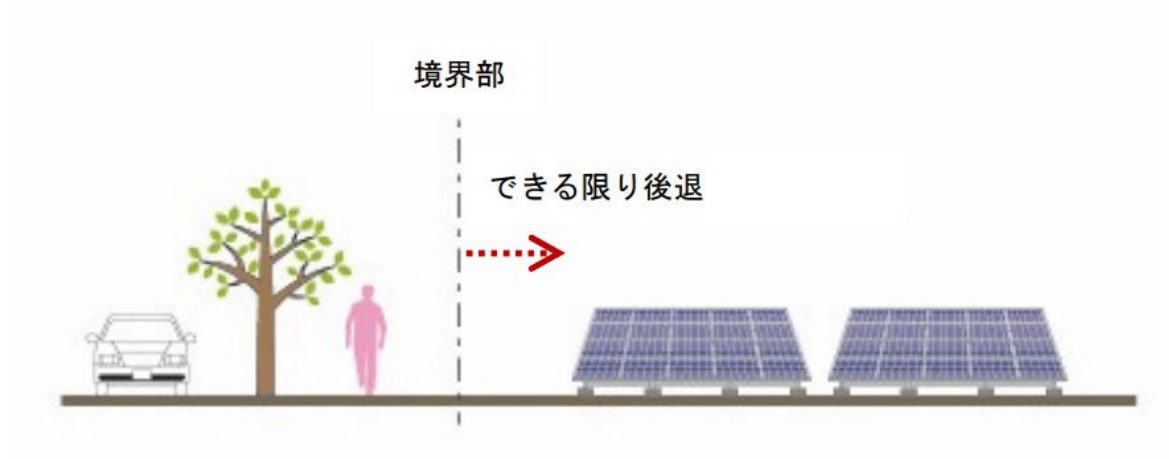
- ・敷地内にパネルが立ち並ぶことにより、周辺の景観に対して人工的な印象や無機質な印象を与えることが懸念される。そのため、歩行者などから容易に見えない工夫を施す必要がある。

(具体的な対応策)

- ・周囲からの見え方に配慮するため、人の目線程度の高さを持った植栽帯や目隠しフェンス等を設置し、居住者や歩行者などから容易に見えない対策を講じる。
- ・太陽光発電施設の位置は、境界部からできるだけ後退し、歩行者などの目線に配慮する。



周囲からの見え方に配慮し、植栽や目隠しフェンスを設置する



周辺環境への影響を軽減するため、道路境界部・敷地境界部からできる限り後退する

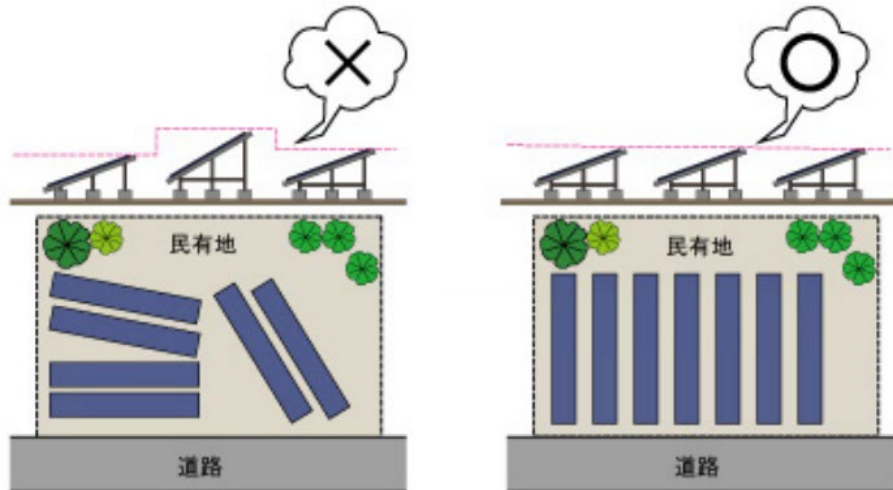
対応策事項
・ 周辺集落や道路からの見え方に配慮し、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする。 ・ 太陽光発電施設の高さは、必要以上に高くないように留意するとともに、統一感のある高さとする。

（対応策のねらい）

- ・ 太陽光パネルの高さや向き、傾斜角度などに統一性がないと雑然とした印象となることが懸念されるため、統一感のある配置に努めること。

（具体的な対応策）

- ・ 太陽光パネルの向きは、地形や敷地形状を踏まえ、揃えるよう配慮する。
- ・ 太陽光発電施設の高さは、設置地盤面から2.0m以下を基本とし、極力高さを揃えるよう配慮する。
- ・ 営農型太陽光発電施設は、パネル下での農作業などに必要な高さ以上にならないよう配慮する。
- ・ 太陽光発電施設を他の用途（カーポートなど）と兼用する場合は、その用途に必要な高さ以上にならないよう配慮する。



太陽光パネルの傾斜や向き、高さなどを揃え、統一感があるものとする

対応策事項

- ・山頂や尾根線、稜線等での設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにする（土地の形状に違和感を与えない）。

（対応策のねらい）

- ・山頂や稜線などに太陽光発電施設が設置されると、太陽光パネル等が周辺から突出した印象となりやすく、周囲の自然環境への影響が懸念される。そのため、周辺の景観になじむよう配慮する。

（具体的な対応策）

- ・自然景観を保全するため、地形等の改変は最小限とする。
- ・周辺からの視線に配慮するため、現状の地形を生かすことや、見えにくい位置に配慮するなどの工夫を図る。



地形の改変は最小限に抑え、周辺から視認しづらいよう配慮する

対応策事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・地域の歴史的・文化的景観資源との近接を避け、また、その周辺から望見できないようにする。 |
|--|

(対応策のねらい)

- ・歴史的建築物や文化的資源が存在する区域では、太陽光パネル等が周辺の景観となじみにくいことがある。そのため、歴史的・文化的景観資源との近接を避けることや、その周辺から望見されないようにする必要がある。

(具体的な対応策)

- ・公共空間などから歴史的・文化的景観資源を望見する際に、太陽光パネル等が目に入らないような位置に設置する。



歴史的・文化的景観資源との近接を避ける

2. 意匠・形態

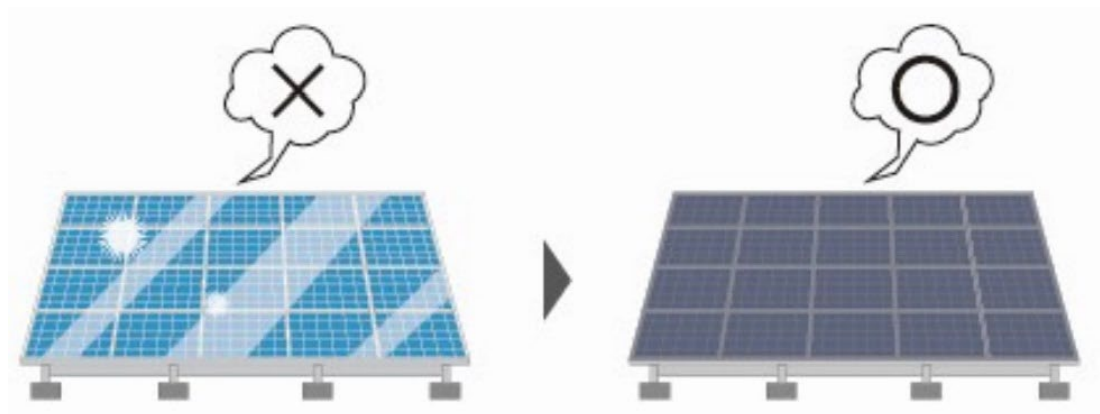
対応策事項
・ 太陽光パネルは、低反射性のものを使用する。 ・ 太陽光パネルは、模様が目立たないものを使用する。

(対応策のねらい)

- ・ 太陽光パネルは、太陽の光などの反射により、周辺から目立つ存在となりやすいため、周辺の景観から突出しないよう配慮する必要がある。

(具体的な対応策)

- ・ 太陽の光が反射しにくいものや模様が目立たない太陽光パネルを使用する。



太陽の光が反射せず、パネルの模様が目立たないものを使用する

3. 付属設備等

対応策事項

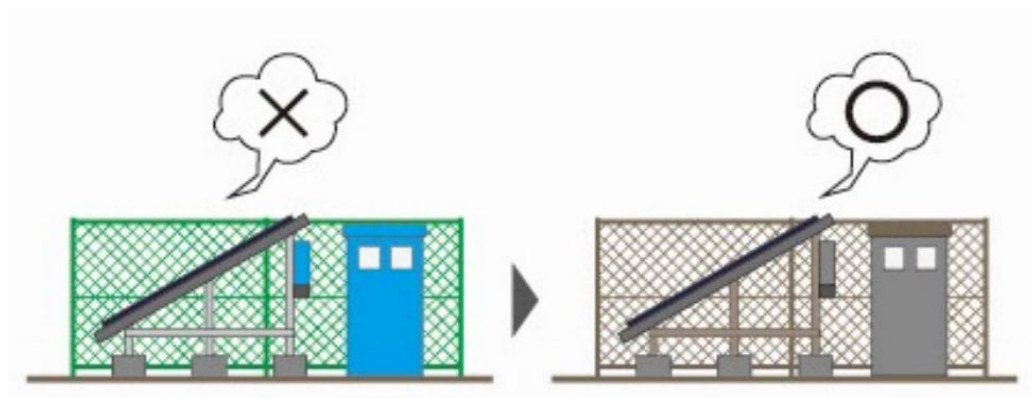
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・太陽光発電施設の付属設備（パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等）や防草シートの色彩は、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度で統一する。・道路境界部・敷地境界部からできる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺環境への民家等への圧迫感の軽減に配慮する。 |
|---|

（対応策のねらい）

- ・太陽光発電施設を設置する際には、太陽光パネルだけでなく、パワーコンディショナーや分電盤、フェンスなどの付属施設も含め、景観へ配慮する。

（具体的な対応策）

- ・付属設備自体が周辺から突出しないよう、形状、配置、規模、色彩などに配慮する。
- ・色彩については、目立ちにくい低彩度の色彩で統一を図る。
- ・配置については、歩行者などの目線に配慮するため、境界部から後退するなど工夫する。



付属設備の色彩は、色数を絞り、低彩度に統一する

4. 緑化等【特に留意すべき事項】

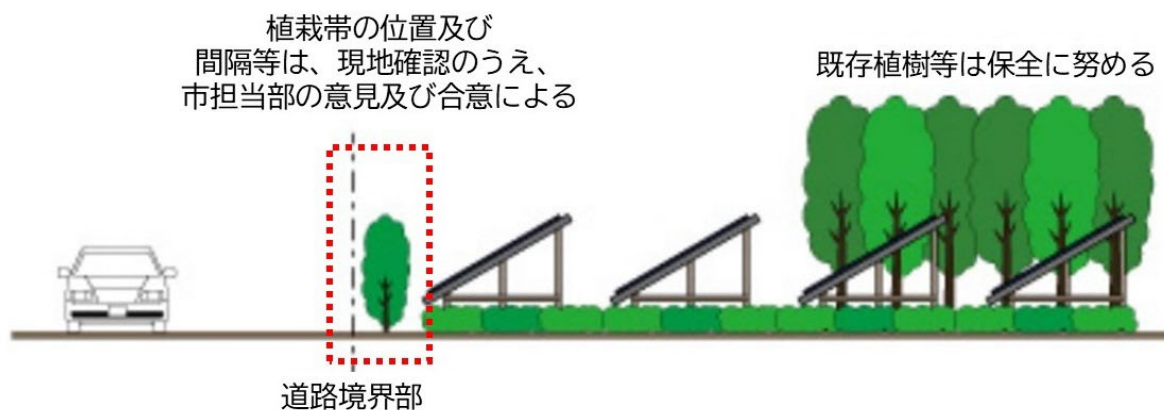
対応策事項
・ 樹木の伐採は、最小限となるよう配慮し、既存樹木等の保全に努める。 ・ 太陽光発電施設の目隠しとなるよう、周辺に植栽を施し、敷地内緑化を図るとともに修景に配慮する。 ・ 国道・県道及び交通量の比較的多い市道沿いには、植栽帯を設ける。

(対応策のねらい)

- ・ 土地に自立する太陽光発電施設は、敷地面積が大きい傾向があり、周辺の環境に与える影響も大きくなる。そのため、敷地の境界部付近 (設置敷地内)に周辺の景観となじむための配慮が必要。

(具体的な対応策)

- ・ 山頂や尾根線部など自然景観が広がる場所に設置する場合は、自然景観に配慮するため、既存樹木の伐採量が最小限となるよう、太陽光発電施設の面積や配置の工夫を図る。
- ・ 周辺に与える太陽光発電施設の存在感を軽減するため、周辺に植栽を施し、敷地内緑化を図ること。特に、国道・県道及び交通量の比較的多い市道沿いには、植栽帯の設置を求めるものとする。



敷地内の積極的な緑化を図る。道路沿いには植栽帯を設置する

様式第 1 号（第 7 条関係）

周辺地域の住民等の範囲に関する事前相談書

年 月 日

本宮市長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

本宮市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱第 7 条第 5 項の規定により、事前相談をします。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所（代表地番）	本宮市
事業区域面積及び地目	m ² 地目
定格出力	k w（パワーコンディショナーの定格出力の合計）
設置工事施行予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
稼働開始予定年月日	年 月 日
ガイドラインに基づく 「周辺地域の住民等」の 範囲	
説明会の開催日時及び 開催場所	
添付資料	☐ 説明会における配布予定資料 ☐ ガイドラインの定量基準に基づく周辺地域の住民等の範囲が分かる地図等 ☐ その他市長が必要と認める書類

太陽光発電事業に係る事前届出書兼確認書

年 月 日

本宮市長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

本宮市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所（代表地番）	本宮市
事業区域面積及び地目	m ² 地目
定格出力※1	k w
設置工事施行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
稼働開始予定年月日	年 月 日
添付資料	☐ 太陽光発電施設事業計画概要書（任意様式） ☐ 法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合）、会社案内等 ☐ 現況図（縮尺1／2，500以上のもの）及び現況写真 ☐ 事業区域位置図 ☐ 太陽光発電設備の配置図（事業区域の土地利用計画図を含む） ☐ 太陽光発電設備の設計図（平面図、立面図） ☐ 地籍図（事業区域の面積、地番、所有者等が分かるもの） ☐ 太陽光発電事業説明会結果報告書※2 ☐ 環境・景観対策に関する計画書（任意様式） ☐ 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立に関する計画書 ☐ その他市長が必要と認める書類

※1 定格出力（パワーコンディショナーの定格出力の合計）を小数1桁（小数点第2位切捨て）まで記載してください。

※2 説明会等を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、周辺地域の住民等から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を添付してください。

確 認 書

太陽光発電事業の実施に当たり、次の事項について遵守します。

- ☐ 周辺地域の住民等との協調を保ちます。
- ☐ 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策、設置する設備からの騒音や振動対策、太陽電池モジュールの反射光対策に必要な措置を講じます。
- ☐ 既存の地形や樹木等を生かし又は植樹等を行い、周辺地域の環境や景観との調和に配慮します。
- ☐ 事業区域内の環境整備を行うとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺地域の環境に十分に配慮します。
- ☐ 事業区域内に事業者の名称及び連絡先を記した看板を設置し、太陽光発電事業に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応します。
- ☐ 太陽光発電設備を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去等を適正に行います。

太陽光発電事業変更（中止・廃止）届出書

年 月 日

本宮市長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

本宮市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称※1			
設置場所（代表地番）※1		本宮市	
変更の内容※2	(変更前)		(変更後)
事業者変更 (社名変更含む)	(変更前)		(変更後)
変更・中止・廃止の予定年月日		年 月 日	
添付資料		☐ 変更後の計画の概要 （計画書に添付した資料のうち変更に係るもの） ☐ 譲渡契約書等（事業者変更の場合） ☐ 登記事項証明書（社名変更の場合） ☐ 撤去及び処分に係る計画書（廃止の場合） ☐ その他市長が必要と認める書類	

※1 太陽光発電施設の名称又は設置場所を変更する場合は、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 太陽光発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格出力を変更する場合は、その内容を記載してください。

様式第4号（第9条関係）

太陽光発電設備設置工事着手（完了）届

年 月 日

本宮市長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

太陽光発電設備設置工事について 着手 ・ 完了 しましたので、本宮市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱第9条の規定により届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所（代表地番）	
設置工事 （着手・完了）年月日	年 月 日
施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	☐ 設置工事完了後の写真（完了届出） ☐ その他市長が必要と認めるもの

本宮市長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

太陽光発電施設運用開始届

太陽光発電施設の運用を開始したので、本宮市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱第 10 条の規定により届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称		
設置場所（代表地番）	本宮市	
土地の所有者	住 所	
	氏 名	
事業区域面積及び地目	m ² 地目	
定格出力	k w	
設置者	住 所	
	氏 名	
管理者	住 所	
	氏 名	
運用開始日	年 月 日	

年 月 日

本宮市長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

太陽光発電施設撤去及び処分完了届

太陽光発電施設の撤去及び処分が完了したので、本宮市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱第 1 2 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称		
設置場所（代表地番）	本宮市	
定格出力※ 1	k w	
太陽光パネル処分業者	住 所	
	氏 名	
撤去完了日	年 月 日	
添付資料	☐ 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し ☐ その他市長が必要と認める書類	

様式第7号（第13条関係）

太陽光発電事業地位承継届

年 月 日

本宮市長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

本宮市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱第13条の規定により届け出ます。

記

1 太陽光発電施設の名称

2 太陽光発電設備の設置場所（代表地番）

3 地位承継の内容

	変更前	変更後
住所		
氏名（法人の場合は 法人名と代表者名）		
連絡先 （担当者名）		

4 地位承継年月日

年 月 日

※地位承継する法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合）、会社案内等を添付ください。

